

テレビ視聴サービス マンション全戸加入プラン 利用規約

(契約約款の適用)

第1条

当社は、当社が別に定めるテレビ視聴サービス契約約款(以下「約款」といいます。)及びこの「テレビ視聴サービス マンション全戸加入プラン利用規約」(以下「利用規約」といいます。)に基づき、当社が指定する特定の集合住宅等におけるテレビ視聴サービス マンション全戸加入プラン(約款に定めるテレビ視聴サービスと同等のものであってテレビ視聴サービス契約の申込みは、フレッツ・テレビ伝送サービス マンション全戸加入プラン契約を締結していること又は当該申込みと同時にフレッツ・テレビ伝送サービス マンション全戸加入プラン契約を締結することが必要となります。以下「本サービス」といいます。)を当社が指定する集合住宅等管理者(集合住宅等を管理する者、所有する者又はそれらに準ずる者として、その集合住宅等ごとに当社が指定する者をいいます。以下同じとします。)が指定した利用者(本物件の居住者に限ります。)であって本サービスの利用申込みのあった者(以下「利用側契約者」といいます。)に対して提供します。

(別段の合意)

第2条

利用規約に規定する料金その他の提供条件は、約款第1条(約款の適用)ただし書きに規定する別段の合意となるものです。

(構成)

第3条

第1条に定める約款は、利用規約の一部を構成するものとし、利用規約に定める事項以外については、約款の規定が適用されるものとします。

2. 利用規約に定める条件と約款の定めが相違又は矛盾する場合は、利用規約の定めが優先して適用されるものとします。
3. 利用規約で使用する用語の意味は、利用規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

(利用規約の変更)

第4条

当社は、利用規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は変更後の利用規約によります。

(提供物件)

第5条

本サービスを提供する集合住宅等は、当社が指定する集合住宅等管理者が、当社に対して申し出を行った集合住宅等に限ります。

(申込みの承諾)

第6条

当社は、契約の申込みをする者が、本サービスの契約の申込みを行った場合は、当社は約款及び利用規約に定めるところによりその申込みを承諾するものとします。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 契約の申込みをする者が本物件に居住していない者である等当社が指定する集合住宅等管理者が本サービスの申込みを認めない者である場合
 - (2) 1の契約の申込みをする者から2以上の本サービスの申込みがあった場合

(利用の一時中断)

第7条

利用側契約者は、本サービスの利用の一時中断を請求することができません。

(料金等の支払い義務)

第8条

利用側契約者が約款に定めるところにより当社に対して支払うべき本サービスに係る料金は、当社が指定する集合住宅等管理者が支払う義務を負うものとします。

(注) 約款の規定により料金を返還する必要が生じた場合であっても、当社が指定する集合住宅等管理者に対して返還するものとし、利用側契約者に対しては返還しません。

(注) 本サービスの利用料金以外については、利用側契約者が支払い義務を負います。

(損害賠償)

第9条

当社は、故意もしくは過失により、利用側契約者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責を負うものとします。

(工事費の適用)

第10条

当社は、利用側契約者に対して、約款附則に定める工事に関する費用に係る規定は適用しません。

(当社が指定する集合住宅等管理者との契約が解除となった場合の取扱い)

第11条

当社は、本サービスに係る当社が指定する集合住宅等管理者との契約が解除となった場合、本サービスを約款に定めるテレビ視聴サービスに移行します。

(当社が行う契約の解除等)

第12条

当社は、約款に規定する場合のほか、集合住宅等管理者からの申出に基づき当社は利用側契約者への、本サービスの利用を停止又は本契約を解除することがあります。なお、その場合に生じる紛争については集合住宅等管理者が全ての責任を持って応じるものとし、当社は責任を負わないものとします。

(利用権の譲渡の禁止)

第13条

本サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

制定日:2014年12月1日

改定日:2018年12月1日